長浜市告示第１３９号

長浜市ひとり親家庭高等職業訓練促進補助金等支給要綱（平成19年長浜市告示第76号）の一部を次のように改正する。

令和７年３月３１日

長浜市長　浅見　宣義

第１条中「高等職業訓練促進補助金」を「ひとり親家庭高等職業訓練促進補助金」に改める。

第２条（見出しを含む。）中「給付金」を「補助金」に改める。

第３条中「、養成訓練機関において修業を開始した日」を「養成訓練機関における修業を開始した日（以下「修業開始日」という。）」に、「、養成訓練機関における修業を開始した日（以下「修業開始日」という。）」を「修業開始日」に、「要件をすべて」を「要件（以下「交付要件」という。）を全て」に改め、「母」の次に「（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第６条第１項又は第２項に規定する配偶者のない者であって、現に児童（２０歳に満たない者をいう。）を扶養しているものをいう。以下同じ。）」を加え、同条第１号中「所得水準」の次に「（次項において「所得水準」という。）」を加え、同条第２号中「１年」を「６か月」に改め、ただし書を削り、同条に次の１項を加える。

２　前項第１号の規定にかかわらず、所得水準を超える所得である者の当該所得水準を超える所得の前年の所得が所得水準を超えない場合は、同号の要件を満たすものとみなす。

第４条第３項を次のように改める。

３　養成訓練機関における修業は、原則として養成訓練機関に通学する方法により行うものとし、遠隔地の養成訓練機関において修業する必要がある場合その他の市長がやむを得ないと認める事由がある場合に限り、通信の方法により行うことができるものとする。

第５条を次のように改める。

（補助対象期間）

第５条　訓練促進補助金の交付の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、第８条第１項の規定による交付申請のあった日の属する月（次項において「開始月」という。）から訓練促進補助金を支給すべき事由が消滅した日の属する月までの期間とする。

２　前項に規定する補助対象期間は、開始月から４年を上限とし、訓練促進補助金の交付を受けて准看護師養成訓練機関を修了した者が、引き続き、看護師の資格を取得するために養成訓練機関で修業する場合にあっては、通算４年を上限とする。

第６条第１項第１号中「申請」を「請求」に、「市民税」を「市町村民税」に、「が課されない」を「を課されない」に、「市の条例」を「市町村の条例」に、「市内」を「同法の施行地」に、「課程」を「カリキュラム」に改め、「令和３年４月１日から令和６年３月３１日までに修業を開始する場合において、」及び「。平成２４年３月３１日までに

修業を開始した者にあっては月額１４１，１００円」を削り、同項第２号中「課程」を「カリキュラム」に改め、「令和３年４月１日から令和６年３月３１日までに修業を開始する場合において、」を削り、同条第２項を削り、同条第３項第１号中「市民税」を「市町村民税」に改め、同項を同条第２項とし、同条第４項を削る。

第８条第２項を次のように改める。

２　前項の規定による交付申請は、訓練促進補助金にあっては修業開始日以後に、一時金にあっては修了日以後同日から起算して３０日以内に行うものとする。

第８条第３項中「次に掲げる」を「次の各号に掲げる補助金の種類に応じ、当該各号に定める」に改め、「申請者本人の同意を得て」を削り、「添付書類を省略する」を「市長は、添付書類の全部又は一部を省略させる」に改め、同項第１号イを次のように改める。

イ　次に掲げるいずれかの書類

(ｱ) 交付申請者に係る児童扶養手当証書の写し

(ｲ) 交付申請者の前年（１月から７月までの間に申請する場合は、前々年）の所得の額、加算対象扶養親族（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する扶養親族のうち控除対象扶養親族に該当しない３０歳以上７０歳未満の扶養親族以外のものをいう。以下同じ。）及び生計維持児童（交付申請者の扶養親族でない児童で交付申請者が生計を維持しているものをいう。以下同じ。）の有無及び数並びに老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書。この場合において、同法に規定する控除対象扶養親族（１９歳未満の者に限る。以下「控除対象扶養親族」という。）がある者にあっては、１６歳以上１９歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書（様式第４号の２）及び当該控除対象扶養親族の所得の額についての市町村長の証明書があること。

(ｳ) 交付申請者の前々年（１月から７月までの間に申請する場合は、３年前の年）の所得の額、加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数並びに老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書。この場合において、控除対象扶養親族がある者にあっては、１６歳以上１９歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書及び当該控除対象扶養親族の所得の額についての市町村長の証明書があること。

第８条第３項第１号ウ中「交付申請等に修業している対象資格の」を削り、同号中エを削り、オをエとし、カを削り、同項第２号イを次のように改める。

イ　次に掲げるいずれかの書類

(ｱ) 交付申請者に係る児童扶養手当証書の写し

(ｲ) 交付申請者の前年（１月から７月までの間に申請する場合は、前々年）の所得の額、加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数並びに老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書。この場合において、控除対象扶養親族がある者にあっては、１６歳以上１９歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書及び当該控除対象扶養親族の所得の額についての市町村長の証明書があること。

(ｳ) 交付申請者の前々年（１月から７月までの間に申請する場合は、３年前の年）の所得の額、加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数並びに老人扶養

親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書。この場合において、控除対象扶養親族がある者にあっては、１６歳以上１９歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書及び当該控除対象扶養親族の所得の額についての市町村長の証明書があること。

第８条第３項第２号中ウを削り、エをウとし、同号オ中「対象資格の」及び「当該カリキュラムの」を削り、同号カを削る。

第１０条を次のように改める。

（交付請求）

第１０条　前条第１項の規定により交付決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、訓練促進補助金の交付を受けようとするときは、次条第２項に規定する訓練促進補助金の請求月に、ひとり親家庭高等職業訓練促進補助金等交付請求書（様式第７号。以下「交付請求書」という。）に養成訓練機関の長が発行する在籍を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

２　交付対象者は、一時金の交付を受けようとするときは、修了日から起算して３０日以内に交付請求書を市長に提出しなければならない。

第１１条第１項中「受けたとき」を「受けた場合」に改め、「出席状況等の」を削り、「訓練促進補助金」を「補助金等」に改め、同条第２項を次のように改める。

２　訓練促進補助金は、４月、７月、１０月及び１月を請求月とし、当該請求月の前３か月のうち補助対象期間である月の分を交付するものとする。ただし、休学その他の交付対象者の都合により養成訓練機関に出席していない月の分は、交付しないものとする。

第１２条を次のように改める。

（修業状況の報告）

第１２条　市長は、交付対象者に対し、定期的な修得単位証明書の提出その他の訓練促進補助金の交付に関して必要と認める報告等を求めることができる。

第１３条中「やむを得ない事由があるときを除き、喪失又は変更事由」を「その事由」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、１４日以内に提出できないやむを得ない事由があると市長が認める場合は、この限りでない。

第１３条第４号中「市民税」を「市町村民税」に改め、同条第５号中「世帯を構成する者」を「交付対象者の世帯を構成する者」に改める。

様式第４号から第１０号までを次のように改める。

様式第４号（第８条関係）

ひとり親家庭高等職業訓練促進補助金等交付申請書

年　　月　　日

長浜市長　　あて

申請者氏名

ひとり親家庭高等職業訓練促進補助金・入学支援修了一時金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、ひとり親家庭高等職業訓練促進補助金・入学支援修了一時金の受給要件を審査するため、住民登録資料、税務資料その他の必要な情報について、長浜市が各関係機関に調査し、照会し、閲覧を求めることに同意します。

<table>
<tr><td>（フリガナ）
① 氏　　名
（個人番号）</td><td colspan="2">（個人番号）</td><td>生年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日生（　　歳）</td></tr>
<tr><td>② 住　　所</td><td colspan="2">〒　　－</td><td>電話番号</td><td colspan="2">（　　）　　－</td></tr>
<tr><td colspan="2">③過去の受給の有無</td><td colspan="5">過去に（ ひとり親家庭高等職業訓練促進補助金・入学支援修了一時金 ）を受けたことが（ ある・ない ）。</td></tr>
<tr><td colspan="2">④本補助金等と同時に利用する給付金･貸付金</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">⑤養成訓練機関及び修業内容について</td><td>養成訓練機関名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="2"></td><td>電話番号</td><td colspan="2">（　　）　　―</td></tr>
<tr><td>修業期間</td><td colspan="5">年　　月　　日（修業開始日）～　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>支給対象期間</td><td colspan="5">年　　月　　日　　～　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>養成区分</td><td colspan="5">昼間　・　夜間</td></tr>
<tr><td>修業に係る資格</td><td colspan="5">看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・歯科衛生士・美容師・社会福祉士・製菓衛生士・調理師・その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑥確認事項</td><td colspan="5">□　補助金の交付申請時において、納期限が到来している市税及び国民健康保険料（税）に未納はありません。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>備考</td><td colspan="2"></td><td>受付番号</td><td></td></tr>
<tr><td>⑦児童扶養手当の受給の確認</td><td colspan="4">上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを確認する。
（担当者氏名）　　㊞</td></tr>
</table>

（裏面）

⑧申請者と同一の世帯に属する者の氏名等について

（住民票の世帯が別であっても、直系の血族又は兄弟姉妹で申請者と生計を同じくする方は記載してください。）

1　氏名	ﾌﾘｶﾞﾅ	生年月日	年　月　日生（　歳）
個人番号			
住所	（〒　－　）	続柄	
		申請者の地方税法の扶養親族に該当・非該当	
2　氏名	ﾌﾘｶﾞﾅ	生年月日	年　月　日生（　歳）
個人番号			
住所	（〒　－　）	続柄	
		申請者の地方税法の扶養親族に該当・非該当	
3　氏名	ﾌﾘｶﾞﾅ	生年月日	年　月　日生（　歳）
個人番号			
住所	（〒　－　）	続柄	
		申請者の地方税法の扶養親族に該当・非該当	
4　氏名	ﾌﾘｶﾞﾅ	生年月日	年　月　日生（　歳）
個人番号			
住所	（〒　－　）	続柄	
		申請者の地方税法の扶養親族に該当・非該当	
5　氏名	ﾌﾘｶﾞﾅ	生年月日	年　月　日生（　歳）
個人番号			
住所	（〒　－　）	続柄	
		申請者の地方税法の扶養親族に該当・非該当	

（備考）

様式第４号の２（第８条関係）

年　　月　　日

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

長浜市長　　あて

住所

氏名

私の所得税法上の扶養親族のうち、前年（申請日が１月から７月までの間にある場合は、前々年）の12月31日において年齢が16歳以上19歳未満であった者について、以下のとおり申し立てます。

□16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族						
1	ﾌﾘｶﾞﾅ		続柄		生年月日	年　　月　　日
	氏名					
	個人番号		住所(別居の場合)			
2	ﾌﾘｶﾞﾅ		続柄		生年月日	年　　月　　日
	氏名					
	個人番号		住所(別居の場合)			
3	ﾌﾘｶﾞﾅ		続柄		生年月日	年　　月　　日
	氏名					
	個人番号		住所(別居の場合)			
4	ﾌﾘｶﾞﾅ		続柄		生年月日	年　　月　　日
	氏名					
	個人番号		住所(別居の場合)			

【添付書類】

- 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の所得証明書

【注意事項】

- この申立書はひとり親家庭高等職業訓練促進補助金及び入学支援修了一時金の交付を受けようとする者に、前年（申請日が１月から７月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において年齢が16歳以上19歳未満の所得税法上の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名や、当該補助金の交付を受けようとする者との続柄等をご記入いただくものです。
- 所得税法上の扶養親族とは、前年（申請日が１月から７月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡した日）において、次のいずれにも該当する方です。
  ①　配偶者以外の親族（６親等内の血族及び３親等内の姻族をいいます。）又は都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人である
  ②　あなたと生計を一にしている
  ③　前年（申請日が１月から７月までの間にある場合は、前々年）の所得税法上の合計所得金額が48万円以下
  ④　青色申告書の事業専従者として給与の支払いを受けていない又は白色申告書の事業専従者でない

様式第５号（第９条関係）

ひとり親家庭高等職業訓練促進補助金等交付決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

長浜市長

先にあなたから提出のありましたひとり親家庭高等職業訓練促進補助金等交付申請書については、長浜市ひとり親家庭高等職業訓練促進補助金等交付要綱第９条第１項の規定により審査し、次のとおり補助金を交付することに決定しましたので通知します。

①フリガナ 氏　　名		生年 月日	年　　月　　日生（　　）歳
②住　　所	（〒　　－　　）	電話 番号	（　　）
③養成訓練 機関名			
④修業に係る 資　　格			
⑤交付決定額	円		

備　　考		受付番号	

様式第６号（第９条関係）

ひとり親家庭高等職業訓練促進補助金等不交付決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

長浜市長

先にあなたから提出のありましたひとり親家庭高等職業訓練促進補助金等交付申請書については、長浜市ひとり親家庭高等職業訓練促進補助金等交付要綱第９条第１項の規定により審査し、次のとおり補助金を交付しないことに決定しましたので通知します。

①フリガナ 氏　　名		生年 月日	年　　月　　日生（　　）歳
②住　　所	（〒　　－　　）	電話 番号	（　　）
③養成訓練 機関名			
④修業に係る 資　　格			
⑤補助金を 交付しない 理　　由			

備　　考		受付番号	

様式第７号（第１０条関係）

ひとり親家庭高等職業訓練促進補助金等交付請求書

年　　月　　日

長浜市長　　あて

申請者氏名

ひとり親家庭高等職業訓練促進補助金・入学支援修了一時金の交付を受けたいので、次のとおり請求します。

なお、ひとり親家庭高等職業訓練促進補助金・入学支援修了一時金の受給要件を審査するため、住民登録資料、税務資料その他の必要な情報について、長浜市が各関係機関に調査し、照会し、閲覧を求めることに同意します。

<table>
<tr><td colspan="2">（フリガナ）
① 氏　　名</td><td colspan="2"></td><td>生年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日生（　　歳）</td></tr>
<tr><td colspan="2">② 住　　所</td><td colspan="2">〒　　－</td><td>電話番号</td><td colspan="2">（　　）　　－</td></tr>
<tr><td rowspan="7">③ 養成訓練機関及び修業内容について</td><td>養成訓練機関名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="2"></td><td>電話番号</td><td></td></tr>
<tr><td>修業期間</td><td colspan="4">年　　月　　日（修業開始日）～　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="3">出席日数</td><td colspan="4">年　　月分　出席日数（　　日）出席すべき日数（　　日）</td></tr>
<tr><td colspan="4">年　　月分　出席日数（　　日）出席すべき日数（　　日）</td></tr>
<tr><td colspan="4">年　　月分　出席日数（　　日）出席すべき日数（　　日）</td></tr>
<tr><td>養成区分</td><td colspan="4">昼間　・　夜間</td></tr>
<tr><td rowspan="4">④ 請求内容</td><td>補助金種別</td><td colspan="4">ひとり親家庭高等職業訓練促進補助金（　　年　月　～　年　月分）・
入学支援修了一時金</td></tr>
<tr><td rowspan="3">請求額</td><td colspan="2">年　　月分　　円</td><td colspan="2" rowspan="3">計　　円</td></tr>
<tr><td colspan="2">年　　月分　　円</td></tr>
<tr><td colspan="2">年　　月分　　円</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="3">⑤振込希望金融機関</td><td colspan="4">銀行・農協・信金・信組</td><td colspan="2">支店</td></tr>
<tr><td rowspan="2">普・当</td><td colspan="4">口座番号</td><td>フリガナ</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>口座名義</td><td></td></tr>
</table>

様式第８号（第１３条関係）

ひとり親家庭高等職業訓練促進補助金等受給資格喪失届

年　　月　　日

長浜市長　　あて

申請者氏名

ひとり親家庭高等職業訓練促進補助金・入学支援修了一時金の受給資格について、下記のとおり資格喪失を届け出ます。

<table>
<tr><td>（フリガナ）
① 氏　　名</td><td colspan="2"></td><td>生年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日生（　　歳）</td></tr>
<tr><td>② 住　　所</td><td colspan="2">〒　　－</td><td>電話番号</td><td colspan="2">（　　）　　－</td></tr>
<tr><td rowspan="5">③ 養成訓練機関及び修業内容について</td><td>養成訓練機関名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>所　在　地</td><td colspan="2"></td><td>電話番号</td><td>（　　）　　—</td></tr>
<tr><td>修業期間</td><td colspan="4">年　　月　　日（修業開始日）～　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>受給期間</td><td colspan="4">年　　月　　日（修業開始日）～　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>修業に係る資格</td><td colspan="4">看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・
歯科衛生士・美容師・社会福祉士・製菓衛生師・調理師
その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">④ 資格喪失日</td><td colspan="4">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑤喪失理由</td><td colspan="4">１　ひとり親家庭の父又は母でなくなったため。
２　市内に住所を有しなくなったため。
３　養成訓練機関における修業を取りやめたため。
４　受給資格を辞退するため。
５　その他交付要件に該当しなくなったため。
（　　）</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2"></td><td>受付番号</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

様式第９号（第１３条関係）

ひとり親家庭高等職業訓練促進補助金等変更届

年　　月　　日

長浜市長　　あて

申請者氏名

ひとり親家庭高等職業訓練促進補助金・入学支援修了一時金の受給資格について、下記のとおり変更が生じましたので届け出ます。

フリガナ	
氏　　名	
住　　所	〒 長浜市 電話番号　　（　　）
変更内容 ※いずれかに〇をし、具体的な変更内容を記入してください。	ア　交付対象者又は交付対象者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税の課税状況が変わった。 （　　） イ　交付対象者の世帯を構成する者に異動があった。 （　　）
変更内容が発生した日	年　　月　　日
備　　考	

様式第１０号（第１４条関係）

ひとり親家庭高等職業訓練促進補助金等受給資格喪失通知書

第　　号
年　　月　　日

様

長浜市長

先にあなたから提出のありましたひとり親家庭高等職業訓練促進補助金等受給資格喪失届について、長浜市ひとり親家庭高等職業訓練促進補助金等交付要綱第１４条の規定により、次のとおり補助金の交付を取り消すことと決定しましたので通知します。

①フリガナ 氏　　名		生年 月日	年　　月　　日生（　　）歳
②住　　所	（〒　　－　　）	電話 番号	（　　）
③養成訓練 機関名			
④修業に係る 資　　格			
⑤補助対象 期　　間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日		
⑥取消日	年　　月　　日		
⑦取消理由			

備　　考		受付番号	

附　則

この要綱は、令和７年３月３１日から施行し、令和６年８月３０日から適用する。ただし、改正後の長浜市ひとり親家庭高等職業訓練促進補助金等交付要綱第３条第２号の規定は、令和６年４月１日から適用する。